

鈴鹿市選挙管理委員会告示第25号

令和7年7月20日執行の参議院選挙区選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第6項において読み替えて適用する同法第39条の規定による期日前投票所を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第6項において読み替えて適用する第41条第1項の規定により告示する。

令和7年7月3日

鈴鹿市選挙管理委員会委員長 前 田 和 己

期日前投票所

- 1 （１） 施設の名称 鈴鹿市役所本館1階 特設会場
（２） 所在地 鈴鹿市神戸一丁目18番18号
（３） 設置期間 令和7年7月4日から令和7年7月19日まで

- 2 （１） 施設の名称 白子地区市民センター2階 会議室
（２） 所在地 鈴鹿市白子駅前34番1号
（３） 設置期間 令和7年7月12日から令和7年7月19日まで

- 3 （１） 施設の名称 イオンモール鈴鹿2階 イオンホール会場
（２） 所在地 鈴鹿市庄野羽山四丁目1番2号
（３） 設置期間 令和7年7月12日から令和7年7月14日まで

- 4 （１） 施設の名称 鈴鹿ハンターショッピングセンター
1階サブコート隣特設会場
（２） 所在地 鈴鹿市算所二丁目5番1号
（３） 設置期間 令和7年7月12日から令和7年7月19日まで

- 5 (1) 施設の名称 鈴峰公民館 ホール会場
- (2) 所在地 鈴鹿市伊船町1009番地5
- (3) 設置期間 令和7年7月17日から令和7年7月19日まで